

第451回 石川地方最低賃金審議会 議事録

開 催 日 時	令和6年3月15日 金曜日 10時00分～10時26分					
開 催 場 所	金沢駅西合同庁舎 2階 共用第2会議室					
出席委員	公益代表委員	粟田 真人	木村 弘	高見 俊也	長澤 裕子	本間 学
	労働者代表委員	徳本 喜彰	増田 明朗	南 芳雄	村上 和幸	山田とき美
	使用者代表委員	尾崎 良一	眞田 昌則	敷波 利子	橋本 政人	深見 正裕
	欠 席 委 員	なし				
	事 務 局	長嶋労働局長 岡村労働基準部長 南出賃金室長 石間賃金指導官 春名賃金調査員				
議 題	1.開会 2.議題 (1) 令和6年度 特定（産業別）最低賃金の改正申出の意向表明について (2) その他 令和5年度 石川地方最低賃金審議会 開催状況ほか 3.閉会					
議 事 内 容	• 別紙のとおり					

令和5年度 第451回石川地方最低賃金審議会 議事録

令和6年3月15日（金）

10時00分～10時26分

金沢駅西合同庁舎 2階共用第2会議室

【高見会長】 それでは第451回石川地方最低賃金審議会を開会いたします。
まず事務局は、審議会の成立状況について報告をお願いいたします。

【事務局】指導官 本日は、全員にご出席をいただいております。現在、15名中15名のご出席で、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数、委員の3分の2以上、又は、公労使各委員の3分の1以上に達していますので、本審議会は有効に成立していることをご報告いたします。また、本日の審議会は公開となっておりますが、傍聴希望者はいませんでした。

それでは、議事に入ります前に、長嶋労働局長からご挨拶をさせていただきます。

【事務局】局長 おはようございます。石川労働局長の長嶋でございます。委員の皆様には、年度末のお忙しいところ、本年度、最後となります石川地方最低賃金審議会にご出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。本年度の最低賃金の改正につきましては、厳しい環境にありましたが、委員の皆様にご真摯なご審議をいただきまして、全会一致をもって石川県最低賃金が42円、特定最低賃金4件につきましても29円ないし40円という、過去最高の引上げ額となりましたことにつきまして改めて感謝を申し上げます。

石川労働局におきましては、改正最低賃金額の周知を図るとともに、「令和6年能登半島地震」の影響を受けて、実施計画の変更等も行ったところではありますが、本年2月から3月にかけて、県内の労働基準監督署におきまして、最低賃金の履行確保に係る監督指導を集中的に実施し、事業場に対する是正指導等に努めているところでございます。

また、本日は主題であるところの、令和6年度特定産業別最低賃金の改正申出の意向確認について、関係労使間におきましてその内容等をご了知いただき、来年度の円滑な改正審議に向けて意思疎通をお図りいただくことを予定しております。

委員の皆様におかれましては、引き続き石川労働局の行政運営にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。冒頭ごあいさつとさせていただきます。

【高見会長】 それでは本日の議事録確認者を指名したいと思います。公益委員側は私が行います。労働者側は南委員、使用者側は橋本委員お願いいたします。

それでは、議題（1）の令和6年度特定産業別最低賃金の改正申出の意向確認について事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 指導官 配布させていただきました資料の、1ページをご覧ください。今回意向表明をいただいております特定産業別最低賃金の改正に関する表明書でございますが、1ページに記載されております5件、略称で申し上げますと繊維、そして一般機械、電気機械、自動車、百貨店と、この5件の改正申出について意向表明をいただいております。表明書面につきましては2ページ以降2.3.4.5.6ページまでに写しを添付しておりますのでご確認いただければと思います。それぞれの表明がございました特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数につきましては、資料の7ページにお示しをさせていただきます。これらを今回各委員の皆様にご確認をお願いしたいと思います。

【高見会長】 ただいまの事務局の説明につきまして、質問等ありませんか。労働者側の皆さんよろしいでしょうか。使用者側の皆さんいかがですか。それではご質問等が無いようですので、ここで労働者側委員の皆さまから補足のご意見等をお伺いしたいと思います。

【南委員】 特にありません。

【高見会長】 それでは使用者側の皆さんよろしいでしょうか。

【橋本委員】 これは意向の表明でございますので、私どもがとやかく言えるものではございませんので、また真摯にご議論させていただければと思います。

【高見会長】 他の使用者側委員の皆様よろしいでしょうか。それでは、また今後真摯な議論をお願いいたします。特にご質問は無いようです。

ので、本日は5件の特定最低賃金の改正申出の意向表明があったということをご了解いただきたいと思います。事務局はその他の資料の説明をお願いいたします。

【事務局】 室長 本日資料の8ページをご覧ください。特定最低賃金とは、となっておりませんが、特定最低賃金を改正する際の留意点をお示ししてあります。特定最低賃金の決定・改正は、地域別最低賃金より高く、労働協約の最下限額以下とする必要があること、決定・改正の申出の期日は7月末であることにご留意ください。

【事務局】 指導官 続きましてページの9ページをご覧ください。こちらの資料からご説明を続けたいと思います。特定産業別最低賃金の件名についてでございますけれども、この件名につきましては主に日本標準産業分類で表示されておりますが、昨年6月に産業分類の改定の告示がございまして、令和6年4月1日から、来月からこの改定が施行されるということになっております。

資料の中段、項目2でございますけれども、全国で設定されています特定最低賃金において、今般の日本標準産業分類改定の影響を受ける主な産業の新旧対照表をお示しさせていただいております。

このうちでございますが、この項目2の中、日本産業分類大分類がI卸売業、小売業の抜粋でございますけれども、中分類から表示されておりますが、中分類が56各種商品小売業こちらにつきましては、小分類561の百貨店、(カンマ)総合スーパーという産業分類があるんですが青字の部分ですけども、これにつきましては右の方、新の産業分類表示に行きますと、小分類が561の百貨店と、小分類562の総合スーパーマーケット何れも赤字の部分になりますが、この2つの項目に分割して新設される旨をご確認いただければと思います。

石川県で設定されております特定産業別最低賃金において、今般の産業分類改定の影響を受ける特定最低賃金は、現行存在しておる「百貨店、総合スーパー最低賃金」となります。

先にご案内申し上げましたとおり、令和6年度の「百貨店、総合スーパー最低賃金」につきましても、改正申出の意向が表明されております。この意向表明の受付時におきまして、資料の下段の項目3朱書きになっているところですが、現在設定されている特定最低賃金の適用対象業種の範囲を変更するかどうかこちらにつきましては適用産業業種の範囲については変更しない旨を申請者側に確認をさせていただいております。

したがって、「百貨店、総合スーパー最低賃金」こちらの特定最低賃金につきましても改正決定をする際、つまり金額について引上げ等の改正をする際

には、これの件名、名前につままして、次のページ 10 ページ、こちらで説明させていただいておりますように、百貨店と総合スーパーの間のカンマではなく、百貨店と総合スーパーマーケット 2 つの産業名称をカンマではなく、とう点、句読点で仕切り、「百貨店、(とう点) 総合スーパーマーケット最低賃金」とする件名修正が必要となります。

なお、7 月末が期日となります特定最低賃金改正決定の申出、本申出ですね、その後の必要性審議、金額の審議までは現行あります件名カンマのまま審議等を行っていただきまして、金額改正となる際の新件名では、とう点を使用した新件名へ変更することになりますが、実際の変更作業、事務的な作業というのは、金額審議となる時のその際の答申文に件名が変わりますという旨の別紙を付けて、そこから用いていくことになるということを経営的に作業として行っていくということが資料の 10 ページでご説明をさせていただいております。

【高見会長】 ただいまの説明につまましてご質問等いかがでしょうか。
労働者側の皆さんよろしいでしょうか。

【南委員】 改正審議までは前のままで、改定決まった時に変わると。

【事務局】 指導官 金額が実際に変わるんだという審議結果が出た時の答申文、こちらの時に別紙として件名変えますよという表記をしていくということになります。ですので金額が変わらないとかという時には、今のカンマのままの件名がそのまま存続していくという状態のままになります。金額が変わるとい改正をする答申が出る時から新件名になるということでございます。

【高見会長】 そういうことでございます、よろしいですか。
使用者側の皆さんもよろしいですか。

それでは特定最低賃金につまましては関係労使の合意が基本となっております。ただ今の事務局からの説明内容にご留意をいただきまして、来年度の特定最低賃金の改正審議に向け、引き続き関係労使間での意思疎通が図られるようお願いをいたしまして、次の議題に移りたいと思います。

議題の(2)のその他について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 室長 本日配布させていただきました資料は、ページ 1 からページ 22 までとなります。ページ 1 から 6 ページまでは、先ほど事務局から説明をさせていただきました、

令和 6 年度の特定最低賃金の改正に関する申出意向の写しをお付けしております。

資料ページ 7 は、令和 5 年 12 月現在の石川県特定最低賃金の適用使用者数と適用労働者数を一覧にしたものとなっております。この資料は、令和 3 年の経済センサスを基に、当局で実施しております最低賃金に関する基礎調査の統計調査の結果、労働保険の適用情報、倒産情報などの各種情報により確定した数値となっております。

資料ページ 8 は、特定最低賃金とは、ということで、特定最低賃金制度についての説明となります。ここで、特定最低賃金の改正の申出にあたっては、地域別最低賃金の金額より高く、労働協約の最下限額、一番低い金額以下とする必要がありますので、その点ご注意くださいようによろしくお願いいたします。

次に、資料ページ、9 ページから 10 ページまでは、今回改正の令和 6 年 4 月 1 日施行の日本標準産業分類の改定の概要について、特定最低賃金の適用対象産業業種の変更等に伴う手続きの説明資料となります。

資料ページ 11 は、令和 5 年度の石川地方最低賃金審議会の開催状況を一覧にしたものをお付けしております。

資料ページ、12 ページから 16 ページは、令和 5 年度に実施しました最低賃金の周知・広報活動状況をお付けしております。

次に、資料ページ 17 から 22 ページまでは、最低賃金引上げに伴う中小企業・小規模事業者への支援策である業務改善助成金関係の資料となります。

【高見会長】

ただいまの説明につきまして、ご質問等いかがでしょうか。

労働者側の皆さんよろしいでしょうか。

使用者側の皆さんよろしいですか。

ご質問等が無いようですので、これにて、予定していた議題の審議を終わりたいと思います。

この他、何かございますか。

労働者側委員よろしいでしょうか。

使用者側委員よろしいでしょうか。

公益委員の皆さんよろしいですか。無ければ、事務局から連絡事項があればお願いいたします。

【事務局】指導官

今期の第 55 期石川地方最低賃金審議会の委員の任期については、令和 5 年 4 月から令和 7 年 3 月までの 2 年間となっておりますが、今般、公益代表の高見委員、本間委員におかれましては、ご都合により、今月末をもってご退任されることとなり

ましたので、ご案内申し上げます。

なお、後任の公益委員につきましては、来月以降に労働局長が任命する予定です。後任者が正式に決定いたしましたら、各委員の皆様へお知らせするとともに、来年度の石川地方最低賃金審議会等開催日の日程調整について、お願いをさせていただきますので、ご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

【高見会長】 以上をもちまして、本日の石川地方最低賃金審議会を終了いたします。